



就学援助制度のお知らせ

東海村教育委員会

村内小中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な保護者に対し、費用の一部を援助しています。

この制度は、「要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度」といいます。（東海村公式ホームページにも掲載しています。）

●就学援助制度とは

経済的な理由により、給食費、学習に必要な学用品等の購入費、遠足・校外学習等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすることを目的とした制度です。

●対象となる方

1. 要保護児童生徒

生活保護を受けている世帯の児童生徒

2. 準要保護児童生徒

【表1】の認定要件のいずれかに該当する世帯の児童生徒。ただし、同居又は生計を同一とする扶養義務者がいる場合は【表2】の所得基準②を満たしていること。

【表1】認定要件

準要保護の認定要件	添付書類
生活保護法に基づく保護の停止又は廃止されている	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
村民税が非課税である	非課税証明書
村民税、個人事業税、固定資産税の減免又は国民年金の掛金の減免を受けている	各税・掛金の減免承認通知書等の写し
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	国民健康保険税の減免・猶予承認通知書の写し
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
その他（【表2】の所得基準①を満たす場合 等）	所得証明書（令和7年1月1日現在で東海村に住所がある場合は不要）

【表2】所得基準（前年総所得額）

扶養親族の人数	0名	1名	2名	3名	4名
①保護者の所得基準	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円
②扶養義務者の所得基準	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円

（給与所得・年金所得のいずれかがある場合は10万円控除した額となります）

●対象となる費用

1. 要保護児童生徒

生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用で、修学旅行費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）が援助されます。

2. 準要保護児童生徒

学校給食費全額及び学用品費、通学用品費、部活動後援会費（中学校のみ）、生徒会費（中学校のみ）、PTA会費、校外活動費（遠足等）、宿泊学習費、修学旅行費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）の一部が援助されます。

●申請の手続き

就学援助を新たに希望される場合は、お子さまの在籍する学校または学校教育課にご相談ください。前年度に認定を受けた方でも、引き続き就学援助を希望される場合には、毎年度申請が必要となります。

○申請に必要なもの

- (1) 東海村準要保護児童生徒認定申請書（収入状況を調査するため、同居又は同一生計の世帯主全員の署名が必要です。）
- (2) 認定要件に応じた証明書類（表面をご覧ください）
- (3) 通帳等（振込先の口座が分かるもの）

○申請締め切り

令和7年5月30日（金）

○申請場所

東海村役場4階 教育委員会学校教育課 企画総務担当

※年度途中（6月～2月）でも、申込できます。その場合、援助費は、申請月から月額計算で支払われることとなります。年度途中で村外の学校に転校される場合には、村内小中学校に在籍した期間分のみが援助されます。

●認定の審査について

認定要件に応じた証明書類及び申請者世帯の総所得を基に審査します。必要に応じて、お住まいの地区の民生委員等との面談をしていただく場合がございますので、予めご了承ください。

●援助費の支給方法

申請者（児童生徒の保護者）の口座に振込みで支払われます。ただし、学校等への滞納がある場合は、未納分に充当した後、差額を申請者へ支給します。

《支払時期》

1学期分：8月末 2学期分：1月末 3学期分：3月中旬

●問合せ

東海村教育委員会学校教育課 企画総務担当

TEL 029-282-1711（内線1422） FAX 029-282-7944